

大分県報

平成三十一年
号外（四七）
四月二十六日

（金曜日）

目次

教育委員会訓令甲

- 大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………一
- 大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………一
- 大分県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正……………一
- 病院局訓令……………二
- 大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………二

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第二十四号

教育庁
教育機関
大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

第二条第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び各室」を削り、同条第八号中「、室長補佐（総括）」を削る。

第十一条第一項の表の本庁の部の教育長が決裁すべき事務の項中「及び室長」を削り、同部の課長が決裁すべき事務の項中「及び室」を削る。

別表第一の十五の項、十七の項、十九の項、二十四の項及び二十五の項中「課（所・室長）」を「課（所）長」に改める。

別表第二の体育保健課の部の十一の項の第五号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

平成三十一年四月二十六日

七 規則第六条第一項ただし書の規定に基づき、使用料の納期を決定すること。

別表第二の体育保健課屋内スポーツ施設建設推進室の部を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。ただし、別表第二の体育保健課の部の十一の項の改正規定は、平成三十一年四月二十七日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二十五号

教育庁
教育機関
大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

第二条第九号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第十一号中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、同条第十二号中「、室長補佐（総括）」を削る。

別表第一中

「幼児教育センター
屋内スポーツ施設建設推進室」を「幼児教育センター」に改める。

第七号様式中

「電子文書の管理」を「電子文書の件数」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二十六号

教育庁
教育機関
大分県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第五号）の一

大分県報号外（教育委訓令甲）

部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

第二条第三号中「、所長及び各室長」を「及び所長」に改める。

第九条第一項中「、所及び各室」を「及び所」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第十号

本 局
病 院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第八条第一項中「及び院長」を「、院長及び課長（医師に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。